

front
interview

公益財団法人日本ユニセフ協会会長
赤松 良子 さん



女性が幸せに 生きるために

1985年、女性が働くということにおいて日本の歴史を変えた重要な法律・男女雇用機会均等法が成立、翌年から施行されました。女性が男性と対等に働ける道が開けるきっかけとなったこの法案の成立に重要な役割を果たされた、男女雇用機会均等法の生みの親・赤松良子さんにお話を伺いました。

男女雇用機会均等法の成立まで

私は1982年、旧労働省婦人少年局長に就任し、男女雇用機会均等法(以下、均等法)成立のための準備段階から携わりました。私の長い役人生活の中で一番中心となる仕事で、この3年間は多くの苦勞もありましたがとても充実していました。

均等法ができるまでは、日本の多くの企業は女性を差別する職場であり、また、それが当たり前だと思われていました。

私は若いころから、法律は女性にとって有益であると考えていましたが、婦人少年局長になってやっと法案を書く権限のあるポストに就きました。

当時の労働基準法(以下、基準法)では、女性は弱い存在として、深夜労働の禁止など保護規定が多く置かれていました。守られているとも言えますが、それでは思うように働けない。制約を減らさなければ男女が平等とは言えません。均等法で男女差別はいけなし、一方で基準法を改正し、細かい縛りをなくす。この2つをセットとして考えました。

79年に国連が採択した女子差別撤廃条約を、国連婦人の10年(76年~85年)が終わるまでに批准するのが政府の公約で、批准にあたっては雇用分野において均等法は不可欠でした。法案を関係審議会へ提出、国会に上程し、並行して労使、婦人団体、与野党への説明などさまざまな難関を乗り越え、均等法は成立しました。各方面に受け入れられるよう、強く書かなかったことで当時は非難されましたが、“法律の遵守は企業の努力義務に委ねられる”とされていたもの(募集、採用、昇給などにおける男女差)は97年の改正で“禁止”となりました(定年、解雇などについては85年に禁止)。基準法も現在は女性の保護規定がほぼなくなっていますが、その弊害として挙げられるのが男女共に問題となっている長時間労働です。女性だけを対

象に“させてはいけない”となっていたことをやめるよう基準法を改正したのと同じように、これからも法律は変えていかなければならないものだと思います。

働くときは覚悟と自覚を

人間が生きていく上で、経済的に自立できるよう収入を得るのは大事なことです。女性が職場で働き給料をもらうことを選択したときは、それなりの覚悟が必要です。給料に見合う仕事をして初めて、給料をもらう資格がある。例えば育児休業も、職場でやらなければならないことをやって初めて取得できるということを認識し、仕事に就く。そういった覚悟と自覚が大事だと思います。

鹿児島には過去に何度か講演会で訪れたことがあります。経済面でも自立し、きちんとした働き方、考え方の女性にたくさん会いました。男尊女卑の土地柄という先入観がありましたが、それは間違いだったと、実際に鹿児島を訪れて自分の目で確認し感じました。

昔、日本の職場では歴然とした女性に対する差別がありました。それを変えたのが均等法ですが、法律はできただけではだめで、皆がそれを守っていかなければなりません。鹿児島の皆さんにも、女性に対する差別はいけなしということを、改めて考えてほしいと思います。

プロフィール Profile

あかまつ りょうこ
赤松 良子

1929年大阪府生まれ。東京大学法学部政治学科卒。53年労働省(現厚生労働省)に入省、婦人少年局長に就任。66年同局婦人労働課課長補佐に就任。79年国連公使として女子差別撤廃条約に賛成投票を行う。婦人少年局長に就任した82年より男女雇用機会均等法の立案に当たる。83年初代婦人局長に就任。86年駐ウルグアイ大使となる。93年細川内閣文部大臣に就任。2003年に女性初の旭日大綬章を受章。

男女共同参画の 視点から見る防災



2011(平成23)年3月11日に発生し、甚大な被害をもたらした東日本大震災から5年。被災地では、生活の安定や暮らしの再生に向けたさまざまな取り組みが続けられています。今回は、東日本大震災時の避難生活の中で男性、女性、外国人、障害者、LGBT(性的少数者)など、被災者の立場の違いによって生じた問題と対策について紹介します。さまざまな自然災害が起こりうる鹿児島。私たちが防災や災害時の備えについて考えておきませんか？

東日本大震災時の避難所の状況

東日本大震災では、被災者の緊急避難場所での滞在期間が長期化したことで被災者の要望の変化に対応できず、避難所の生活環境の改善が遅れたことが指摘されています。

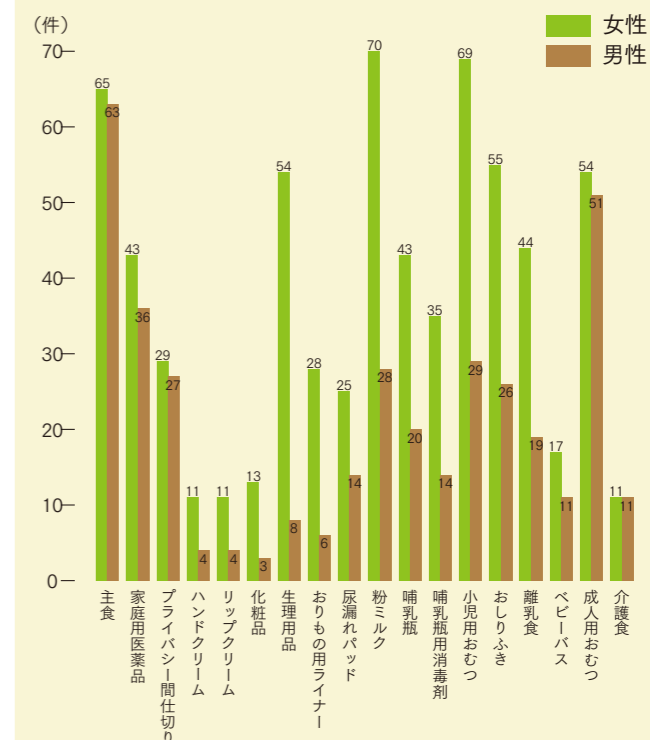
「災害直後からの避難所での生活について困っていること」についてのアンケート(下記)では、各項目について男女差があることが分かりました。その一因として、避難所の設営・運営担当者のほとんどが男性で、女性の要望や意見が重視されず、配慮が十分でなかったことが挙げられています。

また、備蓄や支援物資に対する要望にも男女差がありましたが(右記参照)、女性用の物資が不足していても、女性が男性の避難所運営担当者に要望することをためらってしまうという問題点もありました。さらに、支援物資の分配に関する情報が、避難所に避難せず在宅で生活する被災者には伝達されにくいという状況も生じました。

避難所では、一人当たり一畳にも満たない生活空間でプライバシーを保てない状況が3カ月程度続き、肉親や家をなくした喪失感や周りのちょっとした言葉が気になるイライラ感なども抱えて、被災者は大きなストレスを蓄積させていきました。

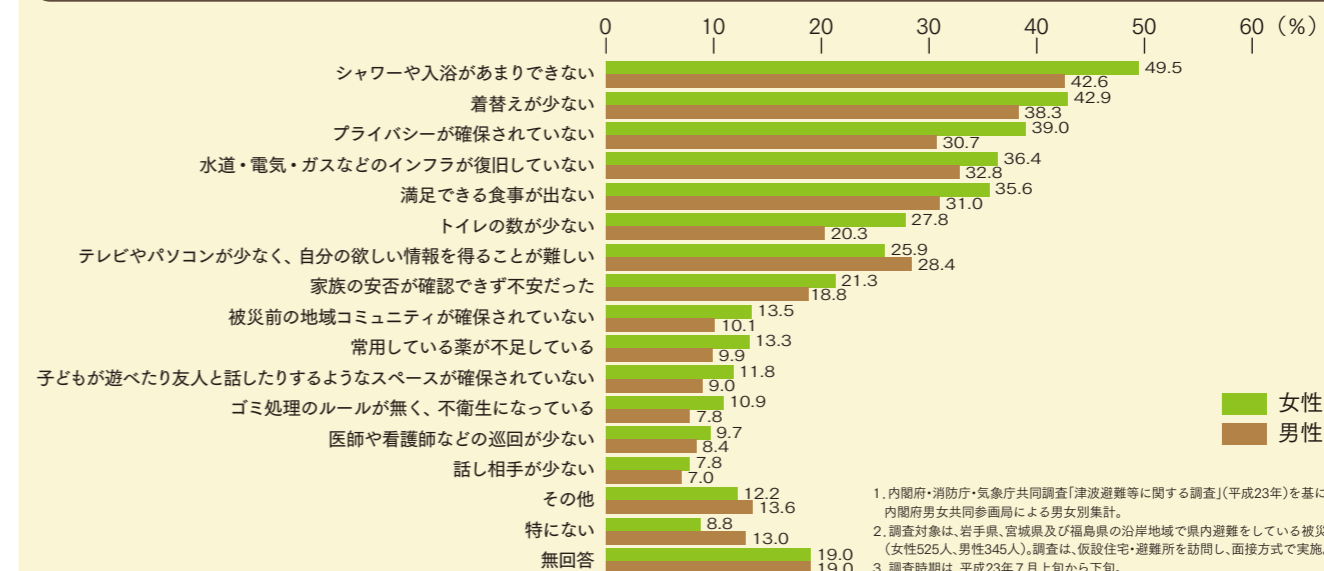
備蓄や支援物資に対する要望

(男女別、複数回答)



1. 内閣府「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」(平成23年)より作成。
2. 調査対象は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の108地方公共団体の男女共同参画担当。調査時期は、平成23年11月。

災害直後からの避難所での生活について困っていること(男女別、複数回答)



1. 内閣府・消防庁・気象庁共同調査「津波避難等に関する調査」(平成23年)を基に、内閣府男女共同参画局による男女別集計。
2. 調査対象は、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難をしている被災者870人(女性525人、男性345人)。調査は、仮設住宅・避難所を訪問し、面接方式で実施。
3. 調査時期は、平成23年7月上旬から下旬。